

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	
適用する使用者	<p>広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）	
E22 鉄鋼業	
E220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）	
E2200 主として管理事務を行う本社等	
E2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
E221 製鉄業	
E2211 高炉による製鉄業	
E2212 高炉によらない製鉄業（県最賃適用）	
E2213 フェロアロイ製造業（県最賃適用）	
E222 製鋼・製鋼圧延業（県最賃適用）	
E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
E2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	
E2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	
E2233 冷間ロール成型形鋼製造業	
E2234 鋼管製造業	
E2235 伸鉄業	
E2236 磨棒鋼製造業	
E2237 引抜鋼管製造業	
E2238 伸線業	
E2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
E224 表面処理鋼材製造業（県最賃適用）	
E225 鉄素形材製造業	
E2251 鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）	
E2252 可鍛鋳鉄製造業	
E2253 鋳鋼製造業（県最賃適用）	
E2254 鍛工品製造業（県最賃適用）	
E2255 鍛鋼製造業（県最賃適用）	
E229 その他の鉄鋼業	
E2291 鉄鋼シャースリット業	
E2292 鉄スクラップ加工処理業	

E2293 鑄鉄管製造業

E2299 他に分類されない鉄鋼業

L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者